

北海道議會時報

特集 決算特別委員会

第8卷 第3号

昭和31年3月



北海道議會事務局

北海道議會時報第8卷第3号(昭和31年)

— 第 3 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………1

特別委員会……………7

総合開発調査特別委員会
決算特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会……………17

九都道府県議会議会事務協議会……………17

資 料

昭和三十一年度地方債計画……………19

昭和三十年特別交付税交付額……………19

地方道路譲与税三月交付額……………21

入場譲与税三月交付額……………21

義務教育費国库負担金三月交付額……………22

雑 録

地方行政疑義問答集……………23

休職者の取扱について

予備費について

監査委員の除斥について

報道から拾う……………24

憲法第二十八条の団結権の性格と公労法の適意性

図書室だより……………26

一月のメモ

雑誌類総合目次 (6) (30・7月～12月)

表紙写真

水ぬるむ

— 北大構内 —

北海道議会議務局撮影

議会の動向

常任委員会

議会運営委員会

○二月九日 午前十時五十八分、運営委員室において小委員会を開議。

会議規則改正に關連して自治法改正点について議事課長より説明を聴取の後、会議規則及び委員会条例の改正案審査については地方自治法の改正を待つて改めて審査することとし、このことを小委員会の決定として委員会に諮ることとし、午前十一時十四分散会。

○二月十六日 午後一時三十七分、運営委員室において開議。

- ① 議長より、地方自治法改正に關するその後の状況について報告。
- ② 会議規則及び委員会条例改正の件については小委員会の報告どおり地方自治法の改正を待つて審査を行うことに決定、午後二時休憩、午後二時五十二分再開。
- ③ 高田委員長（社）より、昭和三十年第三回臨時道議会における林議員の緊急質問等に関する調査の件を議題に供し、休憩中に提出要

求のあつた林議員が刑事事件の書証として檢察庁に提出している「昭和三十年第三回定例道議会十一月十日の予算特別委員会再質問の直前に菊地速記者より手渡しされたという予算特別委員会の速記抜萃を本委員会の調査資料として檢察庁に提出方請求することについて諮り、林議員の同意書を付し地方自治法第百条により關係記録として要求することに決し、暫時休憩、午後三時十分再開。

④ ついで証入喚問については明十七日に先般決定のとおり菊地英夫君、金丸三郎君、首藤堯君、林謙二君の順に各証人を喚問すること、尋問については隔離尋問の原則を適用することとし、証言を求むる事項を決定、主尋問は委員長が行い各委員は補足尋問を行うことに決した。

⑤ 次に中山委員（自民）より、關係記録として「十一月十日の予算特別委員会における議事速記録反訳原稿（原本）」の提出要求があつて異議なくこれを要求することに決し、なお明十七日の委員会の運営については四人の証人尋問を終るよう努めることとし、午後三時十五分散会。

○二月十七日 午前十一時四十七分、運営委員室において開議。

① 高田委員長（社）より、開議を宣し、暫時休憩、午前十一時五十分再開、委員長より昨十六日の委員会の決定により檢察庁に請求することになつていた林議員が書証として提出した關係書類については、林議員の同意を得られなかつたので文書で請求を行つたが現在まで提出されていない。なお昨日事務局長と調査課長が担当検事と面接したが林議員の同意がない以上その提出は得られない模様である旨を報告、ついで林議員が書証の請求に同意することを拒否した理由について書面で回答を求めるとに決し、ついで昨日の決定により証人の証言を求めるととし四証人の一括宣誓を求めるとに決し、午前十一時五十三分休憩、午前十一時五十六分再開。

② ついで委員長より証人に対する注意の後菊地英夫君、金丸三郎君、首藤堯君、林謙二君の四証人の宣誓を求めたが、林証人より、宣誓拒絶について発言があり、これをめぐつて委員長及び各委員よりそれぞれ発言があつて、午後零時十四分休憩、同零時十五分再開、ついで林証人より宣誓拒絶の理由について発言があり、暫時休憩、午後零時二十分再開。

③ 次に菊地証人、金丸証人、首藤証人の順に宣誓を行い、午後零時二十三分休憩、午後一時三十六分再開。

④ 次にもう一度林議員に対して検察庁に提出中の関係書類を委員会に提出することについて要請を行うこととし、ついで証人の尋問に入り、菊地証人に対する尋問を行い、午後三時四十三分休憩、同三時五十三分再開。

⑤ 次に林議員が書証の請求に同意することを拒否した理由に関する書面回答を朗読の後、金丸証人に対する尋問を行い、午後四時五十三分休憩、同四時五十八分再開。

⑥ 次に首藤証人に対する尋問を行い、午後五時二十六分休憩、同七時二十分再開。

⑦ 次に林証人に対する措置並びに今後の委員会の運営について協議を行い、第一回定例会の休会第一日目に委員会を開くこととし、午後七時三十五分散会。

總務委員会

〇二月十一日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、堯電創設の問題について説明を求

め、税務課長より説明を聴取、協議の結果、本問題については議会では香ばしい空気ではないという程度のことを全国発電電協議会議会に道から回答することとし、

② 次に財産処分の問題について管財課長より説明を聴取、岩田（自民）塚田（労）松尾（自民）糸川（社）高田（社）中牧（自民）各委員より、中央バス株式会社に対する土地売却の問題についてそれぞれ質疑及び意見があり、管財課長より答弁、結局、バス発着で周囲を汚さぬようにすること、また道有地処分については計画を立てて資料を提出することとして了承することとした。

③ 次に寒冷地控除及び石炭手当免税に関する中央折衝経過について岩田委員（自民）より報告があつて、今後の進め方については二月十四日に委員会を開いて協議することに決し、午後一時三十分散会。

〇二月十四日 午前十一時五分、第一委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、石炭手当免税問題に対する今後の進め方について諮り、岩田委員（自民）より、本件については知事も中央折衝を行っているので知事の意見をきいた上で結論を出すべき旨の意見があつて、知事の出席を求めることとし、知事の出席があるまで請願の審査を行い、請願第百四十八号は不採択に決定。

② ついで請願、陳情の審査は一時中止して石炭手当免税問題の推進に対する知事の意見を聴取の後、松尾（自民）岩田（自民）高田（社）各委員及び二瓶副委員長（協ク）より、本問題に関する中央の動き並びに今後の推進の見通しについて質疑及び意見があつて、知事、東京事務所企画調査室長より答弁、暫時休憩（休憩中、石炭手当免税問題の今後の運動方針について協議の結果従来どおり石免一本にしぼらず産業関係も含めて推進することに決した）、午後零時二十三分再開。

③ ついで石炭手当免税問題に關する運動については従來の方針で進めることとし、本問題折衝のため上京委員を三名派遣すること、派遣委員の選任等については委員長一任とすることに決し、暫時休憩、午後一時四十五分再開。

④ 次に請願、陳情の審査を続行、請願第四百四十九号、第五百五十二号、陳情第二百三十四号、第二百三十五号、第二百八十七号、第三百十七号、第三百二十五号は採択、陳情第二号、第二百九十三号は保留に決し、午後四時十分散会。

建築委員会

○二月二日 午後一時三十一分、第三委員室において開議。

① 糸川委員長（社）より、三十一年度国費住宅予算の折衝経過について報告、ついで事務的折衝結果について建築部長より説明を聴取。

② 次に三十一年度建築部関係道費予算の編成状況について住宅課長及び工営課長より説明を聴取、西野委員（自民）より、渡島支庁々舎の設計と将来函館市は自動電話とする計画だがこれとの関連について質疑、応答があり、塚田委員（労）より、道費予算要求に關する資料の提出要求があり、なお建築部関係予算については改めて委員会を聞いて協議することとし、午後二時三十四分散会。

○二月十五日 午後一時四十六分、第三委員室において開議。

① 糸川委員長（社）より、予算関係資料として提出のあつた三十一年度建築部重点施策事項について説明を求め、建築部長、住宅課

長、工営課長、寒地建築研究所総務部長よりそれぞれ説明を聴取、塚田委員（労）より、住宅改修促進費に關連して他府県の例及び組合結成の見通しについて、委員長より、寒地建築研究所庁舎改築費の問題について質疑、応答があり、

② 次に北海道開発住宅公団設置に關するその後の経過について建築部長より説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、三十一年度の公営住宅の建設計画について、松尾委員（自民）より、本件に対する開発庁の考え方について質疑、応答があつて、午後二時四十二分散会。

水産委員会

○二月三日 午後一時五十五分、第三委員室において開議。

開議前、冒頭、函館市漁業協同組合長より、函館漁業無線局の施設増設に対する助成方について陳情を聴取。

① 黒沢副委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第五百十三号、第八十三号、第二百九号は採択、請願第五百十四号、第六十三号、第二百三十三号、陳情第二百九十一号は保留に決し、暫時休憩、午後四時再開。

② ついで陳情第八十三号、第二百三十七号、第二百七十七号、第二百八十二号、第二百八十八号は採択、第二百八十一号は不採択、第六十一号、第二百三十六号は保留に決定。

③ ついで沖野委員（無）より、請願第二百三十三号樺太東海岸海域における鱒流網漁業試験操業実施の件に關連して、近時樺太東海岸海域に諸種の試験操業出漁の希望があるがこれらに対しては慎重に検討の上対処されたい旨の要望があつて、午後四時四十分散会。

農務委員会

○二月十七日 午前十時五十五分、第一委員室において開議。

開議前に、網走管内農試拡充期成協力会々長より、農業試験場北見支場整備拡充について陳情を聴取。

- ① 秋山委員長（協ク）より、豆類価格安定対策に関する中央折衝経過について、橋本（正）副委員長（社）より、チリ硝石の本道割当枠の増大及び農業試験場用地の売却問題に関する中央折衝経過について報告、増田委員（社）より、大豆の出廻りに対する応急措置の必要について、新川委員（労）より、総合開発に関連して乳製品を農産物価格安定法にとり入れる問題について質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁。

- ② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第二百五号は取下げの申し出があるのでそのように措置することとし、請願第九十九号、第一百五十五号、第百六十六号、第百七十四号、陳情第三百号、第三百二十四号は保留に決定。

- ③ 次に昭和三十一年度農務部関係道費予算の編成状況について農務部長より説明を聴取、新川委員（労）より、知事に対する復活要求の状況、澱粉価格の問題、農家負債整理対策の問題等について質疑応答があつて、午後零時十分散会。

商工委員会

○二月七日 午後零時十八分、第三委員室において開議。

開議前、室蘭市助役より、室蘭市に石油製精工場設置について、天北開発株式会社々長より、天北開発株式会社に道費出資方について、北日本航空株式会社々長より、航空機購入資金の出資方について、南富良野村長より、南富良野村金山ダムの建設計画の廃止方について、それぞれ陳情を聴取。

森川委員長（社）より開議を宣し、只今の陳情は付託を受けた後に審査の上結論を出したい旨を述べ、暫時休憩の後再開して、泉谷委員（無）より、石油工場設置の問題に関する中央折衝経過について、委員長より、北京及び上海における日本見本市開催の問題に関する状況についてそれぞれ報告の後、明八日委員会を開くこととし、午後零時三十七分散会。

○二月八日 午前十一時十分、第三委員室において開議。

- ① 森川委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百八十七号は不採択に決し、一旦休憩、午後一時十五分再開。
- ② 陳情の審査を続行、陳情第三百十一号は不採択、同第百六十号は保留に決定。

- ③ 次に二月十七日東京で開かれる中国における日本見本市開催に関する全国大会出席について諮り、派遣委員に和平副委員長（労）宮坂（自民）西川（自民）委員を決定、午後二時十分散会。

林務委員会

○二月十七日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

- ① 窪田委員長（社）より陳情聴取を行う旨を述べ、北海道森林組合

連合会常務理事より北海道における開拓、林野両行政の調整について陳情を聴取、ついで委員長より、三十一年度林務部関係国費予算に関する中央折衝の結果について報告。

② 次に三十一年度の林務関係道費一般会計及び特別会計予算編成状況について林務部長及び林政課長より説明を聴取、午前十一時五十分五分散会。

土木委員会

○三月九日 午前十時五十分、第三委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、三十一年度公共事業費予算に関する中央折衝の結果について説明を求め、土木部長より説明を聴取。

② ついで西島委員（自民）より、道道小破修繕費の予算執行の問題並びに三十一年度における道道昇格の方針について質疑及び意見があり（関連して渡部委員（社）より道路小破修繕費予算の執行について意見があり）、土木部長より答弁、委員長より、道財政の都合により道道の維持管理の万全を期し得られないことは遺憾である、三十一年度予算に対してはできる限り執行を押さえている分を解除し速かに整備を図るよう理事者に対し要望する旨を述べ、暫時休憩（休憩中、美唄市長より、美唄市道七線道路と浦臼村道南一線道路を一路線として道道に昇格方並びに石狩川に道営渡船施設の設置方について、南富良野村長より、金山ダム建設計画を廃止せられたい旨の陳情を聴取、また中牧議員より、洞爺湖水位上昇による災害防止、対策並びに調査委員の派遣方について要請があつた）、午後零時五十分再開。

③ 次に積雪寒冷地域における冬期交通確保等に関する特別法定要望の経過について朝日副委員長（協ク）より報告があつた後、積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する特別立法要望のための委員派遣、請願陳情審査のための委員会開催日、洞爺湖水位上昇による被害状況調査、三十一年度土木関係予算の獲得等については委員長一任とするに決し、午後零時二十三分散会。

衛生委員会

○三月八日 午後一時三十五分、運営委員室において開議。

① 鈴木委員長（社）より、衛生関係国費予算獲得に関する中央折衝経過について報告を求め、児見山副委員長（社）より報告。

② 次に陳情の審査を行い、陳情第二百七十六号は不採択に決し、暫時休憩（休憩中、札幌医大後援会長より、札幌医大の整備充実について陳情を聴取）、午後二時七分再開。

③ 次に児見山副委員長（社）より、輸血協会の不正取扱問題の内容とその対策について、佐久間委員（自民）より、医師の待遇改善の問題、衛生部長の民生部長兼務に関連して両部合併の問題等について、渡部委員（社）より、医師の待遇改善問題の結論の出る時期の見通し、札幌医大の大学院設置に関する調査団の来札に対する委員会としての態度等について質疑及び意見があり、医務薬事課長より答弁、午後二時四十分散会。

治安委員会

二月六日 午後一時三十六分、第三委員室において開議。

① 田呂委員長（協ク）より、先般開議予算の中央折衝のため上京中に警察官の定員問題について警察庁次長と話し合つた旨を述べ、その状況について岩田委員（自民）より報告があつて、

② 請願の審査に入り、請願第三百三十九号、第四百十号、第四百一十一号については、七名をもつて構成する小委員会を設置して審査を行うこととし、小委員に岩田（自民）岩本（自民）舟木（社）村本（社）川瀬（協ク）和平（労）安達（無）各委員を選任、ついで請願第四百十二号は継続審査に決定。

③ 次に舟木副委員長（社）より、指紋登録の問題について（関連して村本委員（社）より指紋登録については充分考慮されたい旨の意見あり）、児見山委員（社）より、パチンコの賞品、球教制限の問題について、和平委員（労）より、警察本部の中央関係方面に対する緊密な連絡の必要について質疑及び意見があり、公安委員長、刑事部長より答弁。

④ 次に三十一年度公安委員会関係道費予算の財政課長査定状況について道警総務部長より説明を聴取、和平委員（労）より、互助会の予算措置の見直しについて質疑、応答があつて、午後三時三十七分散会。

○二月十五日 午前十一時五十九分、第三委員室において開議。

舟木副委員長（社）より、請願第三百三十九号、第四百十号、第四百一十一号に対する小委員会における審査の経過について報告を求め、本案に対する小委員会の審査の経過について川瀬主査（協ク）よ

り報告があり、小委員会は明日開かれることになつていたので本委員会も明日午後一時より開くことに決定、ついで徳中委員（自民）より、本件については明日の小委員会では必ず結論を出すということを進めてほしい、若し結論が出ない場合は直接本委員会決定されたい旨の発言があつて、午後零時三十四分散会。

○二月十六日 午後二時九分、第三委員室において開議。

① 田呂委員長（協ク）より、三十一年度公安委員会関係道費予算の査定状況について説明を求め、道警総務部長より説明を聴取、岩田委員（自民）より、起過勤務手当の予算計上の問題、寄付金廃止に伴う国庫補助の問題等について質疑、応答があつて、

② 次に請願第三百三十九号、第四百十号、第四百一十一号に対する小委員会における審査の経過について川瀬主査（協ク）より報告があり、ついで委員長より、岩田委員（自民）の小委員辞任を許可し、徳中委員（自民）を小委員に選任した旨を述べ、次期委員会は小委員会における審査の目度につき次第開くこととし、午後三時三十一分散会。

小委員会

○二月十四日 午後一時十四分、第三委員室において小委員会を開議。

川瀬主査（協ク）より、請願第三百三十九号瀬棚警察署改築に伴う位置に関する件、同第四百十号北檜山町に警察署設置の件、同第四百一十一号今金警部派出所を地区警察本署に昇格の件を議題とし、直ちに秘密会に入つて審査を行い、午後二時十五分散会。

○二月十六日 午後零時三十九分、議長副室において小委員会を開議。

川瀬主査（協ク）より、請願第三百十九号、第四百十号、第四百十一号を議題に供し、審査の後、明後十八日に小委員会を開くこととし、午後一時四十七分散会。

○二月十八日 午後零時十五分。議長副室において小委員会を開議。

川瀬主査（協ク）より、請願第三百十九号、第四百十号、第四百十一号を議題に供し、審査の後、次期小委員会は主査において委員長と協議の上開くこととし、午後零時十八分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○二月二日 午前十一時五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、三十一年度開発予算の中央折衝経過について報告の後、三十一年開発予算について財政課員より説明を聴取。

② 次に二月六日開催される北海道開発審議会運輸交通小委員会にオザパーとして委員を三名派遣することとし、派遣委員に沖野（自民）新川（労）津川（社）各委員を決定。

③ 次に総合開発第二次五カ年計画に対する労働部関係の素案について労働部長より説明を聴取、新川委員（労）より、雇用対策の数字の根拠、人口推定の問題、労働者の完全雇用計画の問題等について、津川委員（社）より、季節労働者の需用に対する道内失業者の完全雇用の問題、冬季間の余剰労働力に対する対策等について質疑及び意見があり、労働部長、開発調査課長より答弁、一旦休憩、午後一時二十分再開。

④ 次に総合開発第二次五カ年計画に対する各支庁の地域重点事項について開発調査課長より説明を聴取の後、各支庁の地域重点事項について空知、上川、後志、檜山各支庁係員よりそれぞれ説明を聴取、暫時休憩の後再開して、石狩、釧路国、渡島各支庁係員より説明を聴取、午後三時四十九分散会。

○二月三日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、昨日に引続き総合開発第二次五カ年計画に対する各支庁の地域重点事項について説明を求め、胆振、十勝各支庁係員より説明を聴取の後、一旦休憩、午後一時十五分再開、日高、根室、網走、宗谷、留萌各支庁係員より説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、道の人口推定の早急決定の必要、地域の重点事項の第二次計画へのとり入れ方、資金投下の公平化の問題等について、新川委員（労）より、第二次、第三次産業に対する具体的計画の打ち出し方の問題、地域計画を樹てる場合の各支庁との連絡の必要、鉄道新線の順位決定の問題、農業試験場設置の各支庁の要求に対する態度決定の問題等について、山本委員（自民）より、公共事業費の配分の公平化の問題について、津川委員（社）より、第二次計画立案における総体的な向上の問題、各支庁の地域重点事項における重点的な計画樹立の必要等について質疑及び意見があり、企画課長、開発調査課長より答弁、午後四時五十分散会。

決算特別委員会

昭和二十九年度北海道各歳入歳出決算に関する件は昭和三十年第四回定例道議会に提出され、十二月二十七日の本会議において決算特別委員会を設置、同日付託の上閉会中継続審査に付され、昭和三十一年第一回定例道議会三月十日の本会議において本多副委員長（自民）より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、認定議決された。編集の都合上、決算特別委員長報告も本号に一括掲載した。

○十二月二十八日 午後三時五十分、第三委員室において開議。

① 岡林臨時委員長（社）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩、午後四時再開。

② 田呂委員（協ク）より、委員長の互選は指名推選の方法により、齋藤委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 齋藤委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、田呂委員（協ク）より、指名推選の方法により本多委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

④ 次に決算審査の日程について諮り、明年一月十七日に委員会を開くこととし、第一日は提案説明、監査意見等に対する大休質疑、日程等の打合せ、第二日及び第三日は書面審査、第四日は民生、労働衛生、農務、農地開拓、林務各部所管、第五日は商工、建築、土木水産各部、教育委員会、公安委員会各所管、第六日は総務部所管、第七日は意見調整、という各部所管毎の審査形式にすることとし、なお審査日程については更に協議することに決し、午後四時十分散会。

○一月二十日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

① 齋藤委員長（社）より、決算審査の日程について諮り、暫時休憩、午後一時二十七分再開。

② 日程については、本日は知事の一般説明、物品整理の状況報告、監査意見の説明、大休質疑、二十一日より二十三日まで書面審査のため休会、二十四日より二十七日まで各部所管に対する質疑、二十八日は意見調整とすることを一応の日程として決定。

③ 次に昭和二十九年度北海道歳入歳出決算について総務部次長より、道有物品の整理状況について出納長より、決算審査の概要について監査委員（能木）よりそれぞれ説明を聴取、ついで大休質疑に入り、林委員（自民）より、三十年四月一日における昇給の題及発令問題と決算との関連について質疑、総務部次長、監査委員（能木）よりそれぞれ答弁あつて、午後一時四十五分散会。

○二月二十四日 午後一時十五分、第一委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、本委員会の会議は会議規則第九条の規定にかかわらず会議することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで福島委員（自民）より、二十一日より二十三日まで書面審査を行ったがまだ審査の必要を認めるので更に本日より二十六日まで三日間書面審査期間を延長し、なお本委員会はそれまで休会とせられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、ついで川口委員（自民）より、書面審査中に執行部に対して要求した資料の提出促進方について発言があつて、午後一時四十分散会。

○二月二十七日 午後二時十分、第一委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、各部所管別質疑に入るに先だち監査委員に

対する質疑を行う旨を述べ、川口委員（自民）より、(1)結核休職教員を定員外扱いとする法根拠の問題、(2)審査意見書に掲載の学校別教職員数調の誤りについて、林委員（自民）より、(1)支払繰延の内容並びにその違法性の問題特に宿日直手当、赴任旅費、超過勤務手当の支払繰延措置、(2)広報車購入の不当支出を審査意見書に指摘していない理由等について、塚田委員（労）より、警察職員の超過勤務手当の債権債務関係について、佐々木委員（自民）より、審査意見書に記載された広報自動車の台数及び支庁に保管転換の問題について、西野委員（自民）より支払繰延中予算未措置分の合計額について、福島委員（自民）より、道有物品整理に関する監査報告、二十九年二月の綱紀肅正特別委員会報告書及び決算審査意見書の数字の相違について質疑及び意見があり、監査委員（能木）、監査事務局長、同次長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後三時四十五分再開、委員長より監査委員に対し、本日の質疑において監査委員より答弁を要するものまたは調査の上後刻答弁するとされたものについて、明日までにとりまとめ回答されたい旨また、西野（自民）林（自民）委員より資料の提出要求があつて、午後三時五十二分散会。

○二月二十八日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、昨日の川口（自民）林（自民）佐々木（自民）西野（自民）各委員の質疑に対する答弁を求め、監査委員（能木）、監査事務局長より答弁があつて、川口委員（自民）より、結核休職教員と教育公務員特例法の関係、学校別教職員数調の誤りについて指摘、林委員（自民）より、(1)超過勤務手当及び宿日直手当の支払繰延の違法性の問題、(2)人件費の増嵩による道財政への影響に対する審査意見がない点、(3)教職員の特号昇給取扱いの問題、(4)昇給昇格週及発令と二十九年度における債務発生の問題、(5)支払繰

延額及び予算未措置分の数字並びに実質赤字額の総務部と監査委員事務局における喰い違いの問題等について、田呂委員（協ク）より、地方自治法施行令第四百四十六条の歳出の所属年度区分の解釈並びに人件費の支払繰延の問題について、佐々木委員（自民）より、(1)審査意見書に記載の特殊自動車の台数及び支庁に対する保管転換手続の問題、(2)道路局部改良費の不用額の問題等について、阿部委員（自民）より、道の起債計画に対する不承認のパーセンテージの問題並びにこれに対する見解について、福島委員（自民）より、(1)追加予算額以上に不用額を出している点並びに冷害対策費及び救農土木費予算で不用額を出している問題、(2)出納局職員の汚職事件の賠償取扱いの問題等について質疑及び意見があり、監査委員（能木）、監査委員事務局長、同次長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩の後再開して監査委員事務局長より再び答弁があつて、監査委員に対する質疑はこの程度とすることとし、午後一時四十二分散会。

○一月三十日 午前十一時四十三分、第一委員室において開議。

① 齋藤委員長（社）より、衛生部、民生部各所管に対する質疑を行う旨を述べ、阿部委員（自民）より、(1)二十六、二十七両年度における生活協同組合に対する貸付金額と未償還額並びに未回収分に対する措置の問題、(2)二十九年度当初に生業資金の財源に起債を見込んでいたがこれが不承認となつたため、補填された財源の内容、(3)苫小牧の薬用植物栽培試験地の運営の問題等について質疑があり、衛生部長兼民生部長、社会課長より答弁があつて、暫時休憩の後再開して、衛生部及び民生部所管に対する質疑は終ることとし、一旦休憩、午後二時二十六分再開。

② 次に農務部、林務部各所管に対する質疑に入り、林委員（自民）より、定山溪の職員保養所「溪林荘」設置の予算措置の問題並びにこの財産管理の問題について、佐々木委員（自民）より、(1)林産物

売払代金未収の問題、(2)病害虫防除薬剤の対象外団体に交付の問題、(2)治山事業の請負における設計変更の問題等について、田呂委員(協ク)より、治山事業の事業実施における治山事業規則第十六条による経費流用の件数及び金額について質疑があり、林務部次長、農業改良課長、森林企画課長より答弁があつて、農務部、林務部各所管に対する質疑を終了、午後三時三分散会。

〇二月三十一日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

① 齋藤委員長(社)より、商工部、教育委員会各所管に対する質疑を行う旨を述べ、川口委員(自民)より、(1)教育委員会関係寄附金の未納額徴収の問題、(2)老朽校舎の改築計画並びに知事側との折衝経過、(3)学校火災予防対策の予算措置の問題、(4)教職員の汚職に關連して任用の際の保証人の問題、(5)市町村立高校設立認可の際の教員住宅に対する基準の問題、(6)機械貸与の貸付料滞納額漸増の問題等について、佐々木委員(自民)より、機械貸与における二十三年度及び二十四年度の貸付件数と未納件数並びに償還不能業者に対する取扱いの問題について、林委員(自民)より、(1)教育委員の旅費が事業費から支出されている点、(2)教職員の宿日直手当翌年度繰り予算措置の給与条例違反の問題並びにこの額に対する国庫負担分及び文部省が認めない場合の対策、(3)教職員の宿日直手当翌年度繰越の違法性の問題、(4)特号受給者に対する昇給取扱の問題、(5)信用保証協会における特殊金融保証の問題並びに太平洋炭鉱に対する保証の問題等について質疑があり、商務課長、工業課次長、教育長、財務課長、学校管理課長、人事課長よりそれぞれ答弁があつて、商工部、教育委員会各所管に対する質疑を終了、一旦休憩、午後三時十分再開。

② 次に水産部、労働部各所管に対する質疑に入り、佐々木委員(自民)より、(1)各労政事務所における宿日直手当の問題、(2)旭川労政

事務所の一部を旭川市水道部に無償貸与の問題、(3)登別労働者保養所の財産管理の問題、(4)釧路職業補導所における物品管理の問題、(5)浅海増殖事業の中間検定の問題、(6)水産部の機械貸与の件数と回収不能の件数並びに函館本間鉄工場の未回収分等について、林委員(自民)より、過年度の鯉鱒売払代金未収問題について、田呂委員(協ク)より、(1)労働金庫に対する指導監査実施の有無、(2)道が労働金庫に予託をはじめた時期並びに二十九年年度の予託金額等について質疑があり、労働部長、職業安定補導課長、労政課次長、水産課次長、水産孵化場長よりそれぞれ答弁があつて、水産部、労働部各所管に対する質疑を終了、午後四時二分散会。

〇二月一日 午前十一時四十八分、第一委員室において開議。

① 齋藤委員長(社)より、農地開拓部、土木部各所管に対する質疑を行う旨を述べ、佐々木委員(自民)より、(1)美瑛地区農道工事の設計変更の理由、(2)狩太地区農道工事請負契約に盛石工事が洩れている理由、(3)苫小牧地区暗渠排水工事における竣功期日と工事変更時期のずれの問題、(4)河西地区建設工事の増額と変更の理由、(5)釧路国支庁管内鶴井村外二カ村の簡易軌道補助の決算報告が行われていない理由等について、川口委員(自民)より、(1)道営小規模土地改良事業二十八年度事業執行分に対し地元で予算が配賦されていない理由、(2)河川改修費で不用額が出されている理由等について、林委員(自民)より、(1)土木部予算の一般財源による予算計上額僅少の問題、(2)道路局部改良費及び道路小破修繕費における不用額の問題等について質疑があり、土木部長、土地改良課長より答弁、暫時休憩、午後零時四十五分再開、福島委員(自民)より、土地改良用物品の保管状況並びに物品調査の結果について質疑、土地改良課長より答弁、暫時休憩、午後零時五十八分再開、ついで先刻の佐々木委員の質疑に対し開拓計画課長より答弁があつて、一旦休憩、午後二

時四十五分再開。

② ついで阿部委員（自民）より、(1)軌道客土事業用機具を損料を払つて地区連から借受け一方これを農協等に無償貸付している点、(2)機械類を道直営工事以外に貸付した事例、(3)農業機械整備費による機械購入時期の問題、(4)道有物品の監査報告と調査品目現在高集計表における機関車台数の喰い違いの問題、(5)道有物品調書の未確認数に対する調査の見通し等について質疑があり、土地改良課長、出納局総務課長より答弁があつて、農地開拓部、土木部各所管に対する質疑を終了、暫時休憩、午後三時三十三分再開。

③ 次に公安委員会、建築部各所管に対する質疑に入り、川口委員（自民）より、(1)三月に発注された警官制服の納期の問題、(2)自動車修繕費の使用された時期、(3)備品費中装備費の内容と発注及び納入期日の問題、(4)赴任旅費の不用額の問題、(5)共済組合負担金の支払繰延の問題等について、林委員（自民）より、(1)自動車修理における年度区分の問題、(2)警察官の宿日直手当及び超過勤務手当の支払繰延の問題、(3)共済組合負担金の支払繰延の問題等について、田呂委員（協ク）より、(1)自治警から移管された物件の整理状況、(2)自治警で財源を起債に求めたものの移管状況、(3)市町村の建物利用による借料及損料の額並びに無籍財産の取扱いの問題等について質疑があり、道警会計課長より答弁があつて、公安委員会、建築部各所管に対する質疑を終り、明二日より五日までの四日間書面審査を行うため委員会は休会することに決し、午後四時二十分散会。

○二月六日 午後零時二分、第一委員室において開議。

① 斎藤委員長（社）より、総務部所管に対する質疑を行う旨を述べ、佐々木委員（自民）より、本日よりの議事については速記をつけるようせられたい旨の発言があり、暫時休憩の後再開して、只今よりの議事については速記をつけるが原則として速記録は作成せ

ず、必要に応じて要求することに決し、

② ついで質疑に入り、西野委員（自民）より、(1)二十九年十二月末の年末手当プラスアルファの支給の方法及びこの分に対する年末調整の問題、(2)源泉徴収による所得税の納付の問題、(3)自主課税に係る個人事業税の徴収率が低い理由、(4)多額の不納欠損額を出している理由、(5)特別徴収の趣旨から入場税の徴収確保の問題、(6)多額の不納欠損額を出していることに対する監査委員の見解、(7)物品管理の適正化等について繰り返し質疑があり、出納長、総務部次長、税務課長、監査委員事務局長、出納局総務課長より答弁があつて、午後一時二十分散会。

○二月七日 午前十一時三十六分、第一委員室において開議。

① 斎藤委員長（社）より、昨日に引続き総務部所管に対する質疑を行う旨を述べ、佐々木委員（自民）より、職員被服貸与規程に基く被服類の受入、保管、発送等の取扱いの問題について、川口委員（自民）より、(1)昭和三十年五月三十一日本金庫保管金の現在高に関する喰い違いの問題、(2)支払繰延額と予算未措置分について監査委員側の数字と異なる理由、(3)出納閉鎖期における数字のその後の異動の問題等について、林委員（自民）より、(1)決算説明書と監査委員の報告による実質赤字額の相違の問題、(2)監査委員の審査意見書に実質赤字額について記載がない点等について質疑があり、総務部長、同次長、出納長、監査事務局長、同次長より答弁、暫時休憩、午後二時四十五分再開。

② ついで川口委員（自民）より、(1)道税、公営企業及び財産収入、雑収入、産業経費、水害対策費、又は恩給基金、道有林、医科大学等各特別会計等の調定額、収入済額が監査委員の例月検査報告、出納局の資料、決算書の二者または三者で数字の喰い違いがある点、(2)道営小規模土地改良事業費の繰越の問題等について、田呂委

員（協ク）より、(1)実質赤字額の問題、(2)警察官の待命制度に関連し債権債務の確定と退職金支給の問題、(3)不用品売却代金に関する審査意見書と決算書の喰い違いの理由、(4)翌年度繰越と財源見通しの不確定に対する検討の問題、(5)拓銀よりの一時借入金金の利息の問題、(6)労働金庫に対する予託の状況等について質疑があり、出納長、総務部長、同次長、管財課長、監査委員事務局長より答弁、暫時休憩の後再開して、田呂委員（協ク）より、二十六年度当初より労働金庫に予託しているが、その理由並びに労働金庫に対する監査の問題等について質疑、出納長より答弁、暫時休憩の後再開して、労働金庫に対する監査について労政課長より答弁があつて、田呂委員より、労働金庫の運営の問題について繰り返し質疑（関連して阿部委員（自民）より拓銀、道銀、労働金庫等に対する預金及び予託の問題について質疑）があり、総務部長、出納長より答弁ついで林委員（自民）より、知事の帰庁の日程を承知したい旨並びに明日教育委員長の出席について要求があつて、午後五時五分散会。

○二月八日 午前十一時四十二分、第一委員室において開議。

① 齋藤委員長（社）より、昨日林委員より要求のあつた知事の帰庁日程については本日のところいつになるかわからない旨の回答があつた旨を述べ、ついで総務部所管に対する質疑を続行、西野委員（自民）より、(1)二十九年々末における道職員に対する超勤手当、教職員に対する宿日直手当の繰上支給の問題、(2)納付期限経過後における所得税納付の問題、(3)道税の不納欠損額の問題等について、林委員（自民）より(1)三十年四月一日における教職員の昇給の二十九年度に遡及発令の問題、(2)教職員の宿日直手当の支払繰延の問題、(3)教職員の特号昇給取扱いの問題について質疑があり、総務部長、出納長、税務課長、教育委員長、教育長より答弁、塚田委員（労）より、議事進行について発言を求め、林委員の質疑に関連して意見の

相違は意見の相違として扱つて議事を進められたい旨の発言があつて、一旦休憩、午後三時八分再開。

② ついで先般の川口委員の審査意見書と決算書の数字の喰い違いの質疑に対する監査事務局長、監査委員（能木）、出納長、出納局総務課長の答弁があつて、林委員（自民）より、(1)教職員の特号昇給取扱ひに対する道の考え方、(2)労働金庫に対する道費予託の問題、(3)土木費における一般財源の僅少の問題並びに事業執行率が低い点、(4)道有林野事業費による広報自動車の拡声機購入の問題、(5)定山溪の職員保養所「溪林荘」設置の予算措置の問題並びにその財産管理の問題、(6)実質赤字額の問題等について質疑があり、暫時休憩の後再開して、総務部長、同次長、管財課長、出納長より答弁林委員より再質疑があつて、暫時休憩、午後五時六分再開、ついで総務部長、同次長、監査委員（能木）より答弁があつて、実質赤字の問題並びに昇給昇格遡及発令の問題について質疑、応答が繰り返された後、午後六時四十五分散会。

○二月九日 午後零時十一分、第一委員室において開議。

① 昨日に引続き総務部所管に対する質疑を続行、佐々木委員（自民）より、国体馬術競技に使用した馬匹払下げの問題について、川口委員（自民）より、(1)教職員の退職金の支払繰延の問題、(2)医科大学特別会計における赤字の問題、(3)道立学校共済組合給与金、警察職員宿日直手当等の支払繰延又は予算未措置分と実質赤字の問題等について質疑があり、総務部次長、管財課長より答弁があつて、一旦休憩、午後二時五十六分再開。

② ついで福島委員（自民）より、(1)四月一日より出納閉鎖期までにおける両年度間の歳計現金流用の問題、(2)国費補助に対する道負担分の予算措置の問題、(3)造林補助の交付遅延の問題、(4)道有物品管理の問題等について、阿部委員（自民）より、土地改良軌道客土用

機械の数の喰違いの問題について質疑、総務部長、同次長、監査委員（道下）、土地改良課長より答弁、暫時休憩の後再開して、阿部委員（自民）より、道管軌道客土用物品の管理の問題特に直営以外の現場に貸付した物品の貸付契約、軌条の未確認数の調査等について質疑があり（関連して佐々木（自民）田呂（協ク）福島（自民）各委員より道有物品管理の問題について意見があり）、出納長、出納局総務課長、土地改良課長、監査委員事務局次長より答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終結、以上をもつて各部所管に対する質疑を全部終了、午後四時三十三分散会。

○二月十日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、決算審査に対する意見調整を行う旨を述べ、その運営について諮り、川口委員（自民）より、問題点の整理に時間を要するので明日委員会を開くこととされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、午前十一時四十九分散会。

○二月十一日 午後二時三十五分、第三委員室において開議。

齋藤委員長（社）より決算審査に対する意見調整を行う旨を述べ、暫時休憩の後再開して、明後日委員会を開くこととし、午後二時四十五分散会。

○二月十三日 午後二時三十五分、第三委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、決算審査に対する意見調整を行う旨を述べ、暫時休憩の後再開して、決算審査について具体的な検討を行う小委員会を設置することとし、小委員の数は自民、社会各二、協ク一、労農一の六名とすることに決し、小委員に河野（社）橋本（清）（社）林（自民）川口（自民）田呂（協ク）塚田（労）各委員を選任、午後三時十五分散会。

○二月十四日 午後三時四十五分、第三委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、小委員会における審査の経過について報告を求め、田呂小委員会主査（協ク）より報告があつて、明日委員会を開くこととし、午後三時五十五分散会。

○二月十五日 午後七時四十五分第一委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、小委員会における審査の経過について報告を求め、田呂小委員会主査（協ク）より報告があつて、具体的報告の段階まで引続き小委員会で審査を継続することとし、第一回定例会の休会中に小委員会の報告を待つてそれを検討することに決し、午後七時五十分散会。

○三月一日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

齋藤委員長（社）より、報告第一号昭和二十九年度北海道各会計歳出決算に関する件を議題に供し、小委員会における審査の結果について田呂小委員会主査（協ク）より報告があつて、報告のとおり意見を付して認定議決とすることに決定、ついで議会に対する報告書は案文のとおりとし、委員長報告は小委員会主査の報告を骨子として作成することを委員長一任に決し、以上をもつて決算審査を終了、委員長の挨拶があつて、午後一時五十五分散会。

小委員会

○二月十三日 午後四時十分、議長副室において小委員会を開議。

① 河野臨時主査（社）より、主査互選の方法について諮り、橋本（清）委員（社）より、指名推薦の方法により田呂委員を主査とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 田呂主査(協ク)より、決算審査に対する意見調整を行う旨を述べ、暫時休憩、午後五時四十分再開、明日小委員会を開くこととし、直ちに散会。

決算特別委員長報告

○二月十四日 午前十一時二十五分、議長副室において小委員会を開議、休憩して決算審査の意見調整を行い、午後六時二分散会。

○二月十五日 午後二時十五分、議長副室において小委員会を開議。

休憩して意見調整を行い、午後七時十三分再開、田呂主査(協ク)より、昭和二十九年度北海道各会計歳入歳出決算は意見を付して認定すること、意見の各項目は引続き小委員会において検討することとするが、意見の結語として「以上項目に指摘した条項中には著しく失当なるもの及び合法性について疑しきもの等が含まれている。よつて今後の執行に当つては充分に留意して再びかかることのなきよう注意すべきであり、又監査委員の決算審査についても適正なる審査を尽したるものとは認めがたく爾今審査に当つてはその万全を期すべきことを併せて警告する」旨を付すること、又具体的項目等検討のため十八日に小委員会を開くこと、以上について諮り、異議なくそのことに決し、なお本決定の経過をそのまま委員会に報告することとし、午後七時十七分散会。

○二月十八日 午後二時十八分、議長副室において小委員会を開議。

休憩して決算認定に対する付帯意見の各項目について調整を行い、午後四時再開して、決算審査報告書の案文を決定、これを委員会に報告することとして、午後四時一分散会。

私は昨年第四回定例会において設置せられました決算特別委員会において、前回より継続審査の報告第一号昭和二十九年度北海道歳入歳出決算の審査の経過並びに結果について委員長に代りその概要を御報告申し上げたいと存じます。

本委員会は、昨年十二月二十七日設置せられ、翌二十八日委員会を開き、正副委員長との五選を行うとともに今後の審査日程を協議いたしました結果、本件は閉会中継続審査を付託せられております関係上一月中旬審議を開始することとした次第であります。

よつて、本年一月二十日委員会を開き、さきに決定した議事日程を再検討の上、直ちに審議を開始いたしました次第であります。すなわち、審議の方法としては、第一に、理事者側より決算の概要と監査委員より決算に対する審査意見の概要を聴取した後、これに対する大体の質疑を行うこと。第二に、帳簿並びに証拠書類により書面審査を行うこと。第三に、書面審査に基き資料の提出を求め問題点を抽出して、第一に、民生部、衛生部、第二に、農務部、林務部、第三に、商工部、建築部、第四に、水産部、労働部、第五に、土木部、農地開拓部、第六に、教育委員会、公安委員会、第七に、総務部の七部門に分割して質疑を行い、最後に意見調整を図ることの一応の日程を定め、一月二十日以降二月十八日まで委員会を続行いたしましたのでありまして、その間関係当局と活潑なる質疑応答が行われたのであります。

しかして二月九日をもつて質疑を終結いたしましたのでありますが、意見調整の上結論を見出すため六名からなる小委員会を設置いたしましたのでありまして、小委員会は二月十四日より十八日まで細部の検討と問題点の整理を行った結果、全会一致をもつて結論を得るに至り、この結果を去る三月一日の委員会に報告の上、全会一致をもつて、小委員会決定の通り議決せられた次第であります。本委員会設置以来、小委員会を含め委員会を開催すること前後二十一回、延三十一日に及ぶ長期間にわたつたものでありますが、終始熱心に審査に当られました委員各位に對し、この際衷心敬意を表する次第であります。

以下審議の過程において論議の対象となつた主なる事項について簡単に申し上げ

げますと、第一に普通会計決算は支払繰延その他において真实性に欠けるところありとしこれを認定せんとする基本的態度に關する問題、

第二に一般事項として人件費と事業費の均衡と財政健全化との關係、労働金庫に対する予託金と金庫余裕金の運用の問題、出納事務整理完了の法令規定に対する違反の問題、実質赤字と支払繰延の關係を延る財政実態の報告と監査委員と総務部との数字の喰違問題、

第三に普通会計歳入關係として、道税の不納欠損と徴税確保の問題、消費生活協同組合貸付金及び機械貸付料未納金の整理問題、団体馬術競技用馬の払下価格と代金未納整理の問題、

第四に普通会計歳出關係として、昭和三十年四月一日において昭和二十九年年度に遡及発令した昇給差額の支給と会計年度独立の原則との關係、信用保証協会に對する補償金の未払問題、滝川労政事務所職員住宅購入と移転登記の問題、教職員の特号昇給の基準と運用の問題、土木費予算の不執行率増大の問題、治山事業、農道建設工事及び浅海増殖事業の施行方法の問題、簡易軌道事業費及び冷害対策薬剤補助金等補助条件不適合の問題、超勤、宿日直手当の支給の時期及び方法の問題、

第五に財産及び物件管理關係として、台帳の整備、現品の確認維持管理の改善問題、道管軌道客土事業用機械器具類貸付事務改善問題、職員保養所定山溪々林荘管理の問題、

第六に特別会計關係として道有林野事業会計からの職員保護所建築費支出問題、道立医科大学費会計における赤字累増問題、

第七に監査委員の決算審査に關する問題、

以上の諸点について論議が交された次第であります。
而してこれらの諸点について意見調整の結果、満場一致をもつて次に申上げます意見を付して、昭和二十九年年度各決算はこれを認定することとしたのであります。即ち決算に附帯する意見として、普通会計に關する一般事項につきましては、第一に実質赤字の額について決算説明資料において三億五千七百三十九万二千円と説明しているが、総務部と監査委員の見解で一千二百七十一万九千円の相違があり、それらの金額の外に実質的支払繰延等の措置も見受けられることは、適正な財政再建方策を樹立するためにも妥当と認められないこと。

第二に出納に關する事務整理完了の状況は普通会計においては八月五日特別会

計においては七月三十日乃至八月十一日となつては、法令の命するところにより年度経過後三ヶ月以内に終結すべきであること。

次に普通会計歳入につきましては、

第一に、道税不納欠損二億五千四百四十九万七千七百七十四円中居所不明によるものは、一億八千九百二十六万八千円に達し、総体の七五%を占め、その中には遊興飲食税二千二百三十二万三千七百九十六円、入場税六百一十七万四千六百六十二円が含まれていることは、これらの税の性格から誠に遺憾であつて、今後は債権の確保に努むるとともに徴税技術の練磨に充分留意すべきであること。

第二に、消費生活協同組合貸付金収入において三百九十九万六千七百七十円の未納があり、中には昭和二十六年年度以降長期に亘り納入しないものに対し督促の措置を講じないものがあることは遺憾であり、速かに実態を調査し万全なる措置を講ずべきであること。

第三に、機械貸付料については、逐年未納者累増し収納率は予算に対し六九・七%に過ぎず中には経営中止或いは不振のため今後償還困難と認められるものも含まれているが、これらに對しては貸付機械を回収して他に転貸の方途を講ずる等適切なる計画を樹立し効率的な運用を図るべきであること。

第四に、第九回国民体育大会馬術競技用馬匹二十三頭を二百二十六万八千円で購入し、これを数日後において百十九万六千円で売却し、且つ最後に売却した七頭分については代金未納となつているにもかかわらず、漫然放置していたことは遺憾であること。

次に普通会計歳出につきましては、

第一に昭和三十年四月一日において昭和二十九年年度にさかのぼり昇給を発令し、その昇給分を昭和三十年年度において支給していることは、財政上の見地から会計年度独立の原則を紊しているものであり適当とは認められないこと。

第二に教職員に對する給与条例第六条第六項による特号昇給は条例の精神に照し適当でないから速かに適正なる改善措置を講ずべきであること。

第三に、超勤、宿日直手当の支給の時期及び方法において適当と認め難いものがあることは遺憾であること。

第四に、土木予算額三十七億七千八百二十万円で對し決算額は二十九億八千八百二十五万円で、その執行率七九・一%であるが、特に道路費において局部改良費予算二億四千九百二十三万九千九百九十九円に對し決算額は、一億四千六百九十七万四千

円で、執行率五八・九七%小破修繕費予算額一億一千七百三十七万八千円に対し決算額は二千七百五十万三千円で執行率二三・四%となつてゐることは財政計画の杜撰によるものであり、殊に小破修繕費の如きは、昭和二十八年度決算においても警告せられたものであるにかかわらず繰返すに至つたことは、著しく不当なるものと認められること。

第五に農道建設工事等においてその設計においても又その請負契約においても多数の不適當と認められるものがあり、又簡易軌道事業費及び冷害対策薬剤補助金等は、補助条件に適合しないものもあるので充分注意すべきであること。

第六に浅海増殖費より岩礁破砕及び投石事業に対する補助金交付は事業の特殊性より特に中間検定に重点を置くべきであるが、勵行されてゐないことは遺憾であるから集石、破砕の状況等を明確にするよう措置すべきであること。

次に財産及び物件の管理につきましては、

第一に財産及び物品については台帳の整備、現品の確認、維持管理の適正が保全上の基本をなすものであり、この事務処理が充分であることは認め難く、速に改善の措置を講じ万全を期すべきであること。

第二に道管軌道客土事業用機械器具類貸付に當つては、土地連その他の受益団体より契約書を徴しておらず責任が不明確となつてゐることは適當でないこと。

次に特別会計につきましては、

第一に道有林野事業特別会計の事業費をもつて、職員保養所を建設し、これに千四百八十六万八千円を投じてゐることは特別会計設置の目的に副わないので注意すべきことである。

第二に道立医科大学費特別会計において三千五百二十一万五千七百九円が次年度に支払い繰越しされたが、同会計が二十八年度より二十九年度へ支払い繰越した分二千五百十四万円を控除するもなお一千万円余増加したものであつて累年赤字を増嵩しつゝあることは誠に遺憾であること。

以上十六項目の意見を付し、且つこれらの項目に指摘した条項の中には、著しく不当なるもの及び合法性について疑わしきもの等が含まれておるので、今後の執行に當つては、十分に留意して、再びかかることのないよう注意すべきであり、また、監査委員の決算審査についても、充分なる審査を尽したものと認めがたく、自今審査に當つては、その万全を期すべきものであることをあわせて警告するとの総体的意見を付することとした次第であります。

以上本委員会の審査の経過及び結果の概要を申し上げ私の報告を終わります。





全国都道府県議会議長会

○二月七日 午前十時三十分。東京都議会議会第四委員室において第二十七回地方制度調査委員会を開催、今次国会に提案されんとしている地方自治法改正案について委員会としての意見のとりまとめ現況及び議長会と政府方面との折衝経過について報告のあつた後、質疑並びに意見の交換を行い、今後の情勢に対処する委員会の招集を委員長に一任して散会。

○二月七日 午後一時三十五分、東京都議会議会第四委員室において幹事会を開催、会長代理梅本大阪府会議長よりあいさつの後、今次国会に提案の運びとなつている地方自治法改正案に対する政府、政党及び地方団体等の折衝の経過並びに改正案の現況について中間報告を行い今後の処置について協議の結果必要に応じ幹事会あるいは臨時会を開くこととし、この間における臨機の処置は従来どおり正、副会長、正副委員長に一任することとした。ついで

- 1 都道府県議会議員の補欠選挙方改正方について
- 2 地方財政の確立対策について

3 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」改正方について
岡山、埼玉、秋田各県議長より発言がありいづれも充分内容を研究の上今後協議することとし、昭和三十一年度本会経費として臨時分担金の予算措置について議長より配意方要請がありこれを了承して散会。

九都道府県議会議事務協議会

○二月七、八の両日 神奈川県において開催、次のことを協議懇談した。

協議事項

- 一 議員の公務出張手続きについて
- 一 議員に対する費用弁償について
- 一 公聴会開催要綱制定について
- 一 定例会と臨時会との関係について
- 一 継続審査中の案件の議決について
- 一 調査課の改廃と事務能率について
- 一 議会資料の交換について
- 一 選挙を指名推せんにより行い閉会後当選者の一部の者が選挙権を有しないものであると判明した場合の事後措置について
- 一 委員会報告が否決の場合における本会議の採決方法について
- 一 閉会中連合委員会の開催について

懇談事項

- 一 昭和三十一年度議会議費当初予算の編成状況について
- 一 議会の人事、規定その他重要事項の総合的記録の作成等について

- て
- 一 会派の結成状況等について
 - 一 自動車の管理、電話の取扱いについて
 - 一 決算審査の取扱い実情について
 - 一 予算説明資料としての概括説明書の種類及び様式について
 - 一 公聴会開催のための公表方法について
 - 一 議員に対する慶弔規程等の制定について





昭和31年度地方債計画

自治庁ではこのほど、昭和31年度の地方債計画を発表した。これによると総額は、1,130億円で30年度より14億円減となっているが、この計画のほかに再建債の公募分として150億円（財政再建債100億円、借替債50億円）を見込んでいたのが実質的には136億円増ということになる。

- ① 災害復旧事業は、補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業を含むものとする。
- ② 再建債等は、地方財政再建特別措置法に基く再建債及び退職手当債並びに借替債を含むものとする。
- ③ 再建債としては、このほか150億円（再建債100億円及び借替債50億円）を公募債として予定するものとする。
- ④ 一般会計分の一般補助事業及び一般単独事業中の収益的建設事業については当該事業の計画額のうちから25億円を予定するものとする。
- ⑤ 公債債の割振りについては、金融市場、地方公共団体の公募能力等の状況により変動することがあるものとする。

分 区 計	昭和30年度			昭和31年度			比較増減 (△は減)
	政府 資金	公募 計	政府 資金	公募 計	計		
1 一般 計	615	145	760	430	145	575	△ 185
2 一般補助事業	312	80	392	188	80	268	△ 124
3 災害復旧事業	149	8	157	120	7	127	△ 30
4 義務教育施設	94	17	111	72	23	95	△ 16
5 一般単独事業	60	40	100	50	35	85	△ 15

再 建 債 等	110	—	110	190	—	190	80
公営企業会計	189	85	274	220	145	365	91
1 電 気 事 業	97	23	120	110	40	150	30
2 水 道 事 業	70	40	110	85	65	150	40
3 病 院 事 業	10	5	15	10	8	18	3
4 交 通 事 業	7	14	21	9	23	32	11
5 通 信 事 業	5	3	8	6	9	15	7
合 計	914	230	1,144	840	290	1,130	△ 14

昭和30年度特別交付税交付額

自治庁では2月29日、昭和30年度地方交付税のうち特別交付税の団体別交付額を決定した。なおこの中には補正予算で増額された2,090百万円（年末手当0.25ヶ月分）の各道府県に割する配分額が含まれている。

義務教育費国庫負担金 3 月交付額 (単位百万円)

都道府県名	交付額	都道府県名	交付額
石川	52,194	手取	101
福山	41,022	北見	154
山梨	44,239	青森	180
長野	112,365	岩手	153
岐阜	84,115	宮城	49
静岡	134,754	大宮	101
愛知	184,968	宮城	101
三重	79,670	大宮	101
滋賀	46,955	奈良	47
京都	99,939	和歌山	65
大阪	210,302	鳥取	65
兵庫	180,471	島根	93
奈良	41,650	岡山	178
和歌山	53,548	広島	100
鳥取	32,724	山口	56
島根	49,761	徳島	60
		香川	60
		愛媛	77
		高松	69
		福岡	265
		佐賀	48
		長門	99
		熊谷	117
		大宮	95
		鹿島	82
		児島	133
		計	5,659
		計	124

義務教育費国庫負担金 3 月交付額

文部省では、30年度義務教育費国庫負担金のうち30年度最終分として5,659百万円を決定した。都道府県別内訳次のとおり。



地方行政疑義問答集

休職者の取扱について

(自丁公発第四号三一・一・一八)
宮崎県総務部長宛

標記の件について別紙のとおり昭和二十五年六月二日法制局長より見解が述べられておりましたので地方公共団体も同様休職者の取扱は条例定員外として取扱つて差支なきが御教示願います。

休職者の取扱について(人事院月報より)

問 法第七十九条により休職を命ぜられた職員取扱については下記のとおり解してよろしいか。

1 国家公務員としての身分及び所属省庁の事務官、雇等の名称はこれを保有する。

2 所属省庁の定員外となる。

3 休職時の課長、局長等執務上の地位は、別に発令しない限りこれを失わない、休職時の所属部課は別に発令しない限りかわらない。

(昭和二十五年五月十五日審査発第四二号任用局長)

答 すべて貴見の通りと解する。(昭和二十五年六月二日法制第二二号法制局長)

条例でその旨を定めれば、差支えないものと解する。

予備費について

(昭和三〇・一一・八自丁行発第一七〇号)
三重県監査事務局局長宛 行政課長回答

問一 予備費設置の目的は、長において流用できる範囲内(目節)はまず流用により執行するの。ただし、予算外の支出の場合のみ流用せず予備費充用で執行するのが立法の趣旨か。

問二 予備費の充用による予算執行後当該充用額に残額が生ずれば、予備費に繰り戻すこととするのが予備費設置の趣旨に適合するものであると解されるがどうか。

答一 設問の趣旨が明らかでないが、予備費は予算外の支出又は予算超過の支出に充てるために設けられたもので、予算に不足をきたした場合当該不足分を予算流用により充足するかあるいは予備費をこれに充用するかどうかの問題は予算の執行状況に関連して長の決定すべきものである。

答二 予備費に繰り戻すことはできない。

(註釈) 予備費からの充用は、一般的に充用すべき必要額が決定され、当該決定額を措置すべきものであるから、残額を生ずることは考えられないが、仮りに概算にて充用措置を行つて精算の結果残額を生じたような場合は、当該充用額は充用科目の予算として、入つたものであつて、既に予備費としての性質を失つてゐるものと解す

報道から拾う

憲法第二十八條の團結権の性格と

公勞法の適憲性

べきであろう。従つて、各款の金額は、相互にこれを流用できないのと同様なるものである。

また、特定な科目においては、予備費から充用した後に支出すべき事項が消滅した場合においては、予備費からの充用は一種の追加予算的措施を長に認めた制度であるから、予算追加決定後事項の消滅と同時に更正しないのと同様に予備費の場合でも繰り戻しはできないと解すべきであろう。

監査委員の除斥について

(昭和三〇年二月一〇日自丁行発第一七二号)
全国市議会議長会事務局長宛行政課長回答)

問一 監査委員中、議員より選出された委員は監査報告が審議される際は

は一般に除斥されることとなるか。

二 もし一般に除斥されないとしても、右の監査委員による報告について不正監査の疑いがあり、それを議題として議会で審議する際には右の委員は除斥されることとなるか。

答一 除斥されない。

二 監査に際しての監査委員個人の不正行為を究明することを目的とする議題の審議については、お見込みのとおり。

この度東京地裁で争議行為を制限した公勞法の適憲性について、それを肯定する判決が下された。この判決は、憲法第二十八條の勤勞者の團結権は究極において団体交渉権を中心とする一個の權利であり、それは集會や結社の自由などの權利とはちがつて、高度な社会性をもつ協同体意識の所産と認めらるべきものであるから、それ自体において国家權力による調整を前提として成立する權利である。従つて、國家は特定の勤勞者にこれらの權利を認めることが社会全体の平和と繁榮を妨げるおそれがある場合には、公共の福祉の名において、当然これらの權利を否定し、否定された權利の主張を敢てする者に対しては社会的制裁を加えることができなければならない。これは憲法それ自体において認められている國家の權利であり、義務であるという見地から公勞法の適憲性を肯定したものである。

判決の基本的な考え方については賛否の意見が分かれるだろうが、ひとつの方向と見識を示したものととして、充分に注目されてよい判決である。

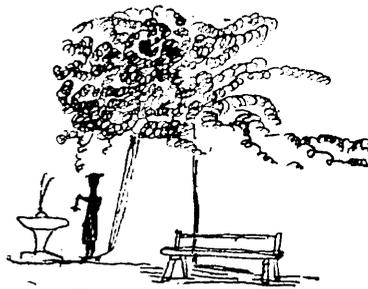
判決理由要旨

勤勞者の團結権等は、いわゆる社会連帯の思想に基き、單に社会的經濟的に優位を占める者のみが幸福な生存を續けようことを避けて國民全体が均しく幸福平和な生存を續けようような状態を醸成し、以て社会協同体全体が発展繁榮することを究極の目的として勤勞者（社会的經濟的に低い立場に立つている者）に賦与されたものであつて、高度な社会性をもつ協同体意識の所産と認めるべきであ

る。

しからば勤労者の団結権等はそれ自体において国家権力による調整を前提とする権利であり、又その調整は国家が社会全体の発展繁栄及び平和の見地に立つて行うべきものである。この社会全体の発展繁栄及び平和こそはまさに憲法第十二條、第十三條のいわゆる「公共の福祉」に該当するものであるから憲法第二十八條所定の権利について国家が社会全体の発展繁栄及び平和を基準として法律により特定の勤労者に団結権等の享有を制限することは憲法それ自体によつて当然認められている国家の権利であると同時にその義務に他ならないものと解すべきである。

しからば公労法が公共企業体等の職員及びその職員の労働組合に対し、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることを禁じているのが憲法第二十八に抵触するものであるか否かはこれらの職員及び組合について争議行為としてこれらの権利を認めるときそのことが社会全体の発展繁栄或はその平和に対して如何なる影響を及ぼすものであるかによつて決定されるべきである。しかし、日本国有鉄道は我国における諸種の交通事業中最大のものでありしかも長距離輸送については独占に近い地位を占めており、その事業の停廃が直に国民経済と個人生活を破滅にひんせしめるものであることは特別の論証を待たずまでもなく明らかであるから、国家が公労法により公共企業体とし、その第十七條第一項に據つてその職員及び労働組合が同盟罷業、怠業等によつてその業務の正常な運営を妨げることが禁止したのは公共の福祉のために憲法上の権利と義務とを行使したものであつて、これらの規定はその限りに於いて憲法に違反するところはないものといわなければならない。



圖書室だより

○新購入図書紹介

図 書 名	図 者 名
北海道例規類集(一)~(四)	北海道庁文書統計課
現代絵画の四巨匠	統亮新聞社
国立公園 日本観光特選	久保田 久夫
六法全書 昭和三十一年版	我妻 榮
地方自治年鑑 第三集	自治庁調査課
目で見る北海道史	北海道地方史研究会
北ヨーロッパの農業国	林 秀憲
人事興信録 上、下	人事興信所
注解 参議院規則	佐藤 吉弘
地方自治の研究	星野 光男
各官庁・その他よりの受贈図書	
図 書 名	受 贈 先
N H K 年鑑	N H K
国会報告	録風調査会
行政監察年報(二十九年版)	行政管理局
本道労働経済の分析	道労働部労政課
地方財政確立期成全国大会速記録	地方財政確立対策協議会
昭和二十九會計年度地方教育費の調査報告書について	道教委行政課

昭和三十年度北海道学校一覽	道教委行政課
資料月報 二月号	全国議長会
国会旬報 十八~二十号	国会資料協会
自治春秋 二月号	第一法規出版社
劳政時報 一三六五号	劳務行政研究所
貿易北海道 二月号	道交易観光課
農家の友 二月号	農業改良普及協会
旬刊広報 一八五、一八六号	道弘報課
教育月報 一月号	道教 委
北海警友 二月号	道警 本部
調査月報 一月号	道 拓 銀
通産旬報 六六、六七号	通産官房広報課
労働力調査報告 十一月号	総理府統計局
神奈川県議会月報 十一、十二号	神奈川県議会議務局
栃木県議会月報 一月号	栃木県議会議務局
群馬県議会時報 一月号	群馬県議会議務局
滋賀県議会時報 二月号	滋賀県議会議務局
静岡県議会時報 一四号	静岡県議会議務局
広島県議会報 七号	広島県議会議務局
埼玉県議会時報 一八号	埼玉県議会議務局

昭和三十一年三月二十日発行

北海道議会時報 (第八卷第三号)

編集 北海道議会議務局調査課
発行 北海道議会議務局

雜誌類綜合目次

第 6 号

昭和 30 年 7 月 ~ 12 月



北海道議会事務局

分類目次

憲	法	1
政	治	1
財	政	2
經	濟	4
地 方 行 政		4
法 学 一 般		6
産 業		8
教 育		9
国 際		9
勞 働		10
保 安		11
人 事		12
雜		12

北海道議会議務局調査課編

憲 法

(年月欄内カツコの15は15日、(中)は中句号の意とする)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 号)
日本国憲法成立史 (5)~(14)	佐藤達夫	ジュリスト	30.7~12
枢密院に於ける日本国憲法審議 (3) (4)	諸橋 襄	自治研究	30.7,8
判例解説 国税犯則取締法第三条は憲法違反か (上) (下)		時の法令	30.8 (3)(3)
内閣が憲法改正発案権を有するかどうか についての諸説	小早川 淳一郎	レファレンス	30.9
国防会議法案と憲法調査会法案		時の法令	30.9 (3)
違憲審査法案の構想	中村 哲	法律時報	30.10
アメリカ合衆国における大統領の 三選禁止の憲法改正成立の経過		レファレンス	30.7
資料 中国憲法とその最終草案との相違点		法律時報	30.10

政 治

第二十二回国会の立法決算		時の法令	30.9 (3)
第22国会通過法律解説	矢野 勝久	法律時報	30.10
第22国会の概観	園部 敏	法律時報	30.10
副総理制度論 (一) (二)	田中正己	自治研究	30.7,8
副総理複数制はどんなところに故障があるか		時の法令	30.12 (2)
戦後における行政機構の変遷と行政管理 (一) (二)	大野木 克彦	自治時報	30.6,8
行政権の拡大とヒューマン・ライツ	下山 瑛二	法律時報	30.7
行政権の優越性と国民の権利 (一) (二、完)	渡辺 洋三	法律時報	30.7,9
各府省の機構と定員		時の法令	30.8 (3)
普通三十周年、婦人参政十周年に際して	兼子 秀夫	時の法令	30.11 (2)
わが国の政務官制度	根岸 富二郎	レファレンス	30.12
内閣制度のはなし	佐藤 功	時の法令	30.12 (2)
英国の保守統一協会全国 連合の規約及び議事規則		資料月報	30.7
英国の保守党の組織		資料月報	30.7
英国保守、労働両党政策の批判		資料月報	30.7
英国の保守党の組織		レファレンス	30.10
英国の保守統一協会全国連合の規約 及び議事規則		レファレンス	30.10
英国保守労働両党政策の批判		レファレンス	30.10
イギリス政党の組織	土屋 正三	レファレンス	30.12
行政委員会—アメリカの理論とその意義	鶴飼 信成	法律時報	30.7
ソ連邦の中央国家機構		レファレンス	30.8
中華人民共和国の中央国家機構	田村 八郎	資料月報	30.8

題名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
中国の第一次五ヶ年計画		東洋経済統計月報	30.11
仏国における市町村と市町村議会及び内閣と国民議会との関係について	樗木三郎	地方自治	30.9
フランスにおけるレジオナリズム	芦田一良	自治研究	30.12
フランスの内閣不信任		時の法令	30.12 (23)
公職選挙法の一部を改正する法律案 (委員会提出)要綱(昭30.7.21)		地方行財政週報	30.7 (20)
地方選挙の概要	自治庁	自治研究	30.9
政治教育に見る二月総選挙	小山正栄	自治研究	30.9
統計が語る二月総選挙	自治庁	自治研究	30.9
戦後における選挙制度の変遷 (一)	降矢敬義	自治研究	30.12
各国のとり選挙制度の類別		レファレンス	30.7
英国の総選挙報告	兼子秀夫	自治時報	30.8
イギリスの総選挙を見て	坂田千秋保	自治時報	30.8
ソ連邦最高会議選挙法	田村八郎	レファレンス	30.9
フランス共和国評議会の選挙システム	野村敬造	ジュリスト	30.10 (15)
中華人民共和国全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法	田村八郎	レファレンス	30.12

財 政

昭和三十年年度予算の概要	相沢英之	自治時報	30.6
昭和三十年度地方財政計画の概要	柴田護	自治時報	30.7
昭和三十年度地方財政計画	首藤堯	地方自治	30.7
予算に対する修正はいかに行われたか		時の法令	30.7 (23)
本予算の成立に伴う財政関係の九立法		時の法令	30.8 (3)
地方財政再建計画について	松村清之	地方自治	30.7
地方財政再建促進 特別措置法について (一) (二) (三) (四)	石原信雄	北海道自治	30.7,8,9,10
地方財政当面の諸問題(上)(下)	荻田保	自治研究	30.7,8
地方財政の再建をめぐる問題	松村清之	自治研究	30.9
地方財政の建直しは今だ	福良俣之	自治春秋	30.11
地方財政再建の基本的態度	弟田武雄	自治時報	30.12
地方財政の窮迫と地方自治の危機	田中二郎	地方自治	30.12
経済白書のみた地方財政	山崎英顕	自治春秋	30.11
地方財政の戦後十年	荻田保	自治研究	30.12
地方財政制度の戦後十年 (一)	山本清男	自治研究	30.12
地方制度調査会の答申と地方財政	柴田護	自治時報	30.12

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 号)
昭和三十一年度地方財政収支の 見込額に関する調(概算)(昭30.9.30) 来年度予算はどうなるか	相 沢 英 之	地方行財政週報 時 の 法 令	30. 9 (28) 30.11 (3)
昭和二十九年町村別決算見込額について		北 海 道 自 治	30. 8
戦後自治十年の総決算としての赤字	鈴 木 俊 一	自 治 春 秋	30.10
昭和二十九年決算からみた地方財政 町村合併に伴う経費節減状況に 関する調(改訂)(昭30.10.1現在)		自 治 研 究	30.12
合併市町村の赤字とその原因について		地方行財政週報	30.12 (21)
地方交付税法の一部改正について	山 本 悟	地方行財政週報	30.12 (28)
地方交付税率引上げの実現を期す	友 米 洋 治	自 治 時 報	30. 6
昭和30年度普通交付税きまる	友 米 洋 治	地 方 自 治	30. 9
昭和30年度普通交付税額及び 臨時地方財政特別交付金の決定に関する調	山 本 悟	時 の 法 令	30.10 (13)
昭和三十年地方債計画 及び許可方針の概要 (一) (二)	大 村 襄 治	地方行財政週報	30.12 (28)
地方債戦後十年の歩み (一) (二)	大 村 襄 治	自 治 時 報	30. 6, 8
公募地方債を廻る諸問題	大 村 襄 治	自 治 研 究	30.10, 11
国庫補助金に対する諸問題	大 村 襄 治	自 治 時 報	30.12
補助金適正化法	首 藤 堯	自 治 研 究	30. 7
補助金等適正化法の問題点	依 静 夫	ジ ュ リ ス ト	30.10 (1)
昭和三十年年度の税制改正法	富 田 正 典	判 例 時 報	30.12 (1)
昭和三十年年度の税制改正		時 の 法 令	30. 7 (23)
昭和三十年年度の国税改正の概要 (一) (二)	白 石 正 雄	ジ ュ リ ス ト	30. 8 (1)
地方税の改正について	谷 川 寛 三	自 治 研 究	30. 8, 9
改正された地方税法の内容	細 郷 道 一	自 治 時 報	30. 6
地方税制の改正		時 の 法 令	30. 9 (23)
地方財政再建方策として農業事業税復活の検討 府県税条例(準則)の一部を改正する 条例(準則)案	奥 野 誠 亮	ジ ュ リ ス ト	30. 9 (1)
昭和三十年固定資産税率別 市町村数調(昭30.4.20現在)	弟 田 武 雄	自 治 時 報	30. 9
昭和三十年分布市町村民税所得割課税 方式別市町村数調(昭30.4.20現在)		地方行財政週報	30. 9 (14)
昭和三十年市町村民税法人税割税率 別市町村数調(昭30.4.20現在)		地方行財政週報	30. 7 (27)
固定資産の評価額の措置	森 岡 徹	地方行財政週報	30. 7 (27)
租税の限界に関するコーリン・クラークの理論	石 原 義 盛	自 治 研 究	30. 8
地方税制の戦後十年 (一)	石 原 義 盛	レ フ ア レ ン ス	30. 9
所得税の年末調整の計算方法	佐 々 木 喜 久 治	自 治 研 究	30.11
国有林野事業特別会計の分析		時 の 法 令	30.12 (23)
地方財政・三つの話	石 見 尚	資 料 月 報	30. 8
	松 岡 英 夫	自 治 時 報	30. 8

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 号)
出納閉鎖期間	山 岡 雄 教	自 治 春 秋	30. 8
富裕団体とは何か(東京都についての実態分析)	山 野 光 雄	自 治 時 報	30.12
北海道都市財政の分析 Ⅲ Ⅳ Ⅴ	赤 津 毅	北 海 道 自 治	30. 7, 8, 9
西ドイツにおける財政投融资(上)(下)		レフアレンス	30. 7, 8

経 済

最近の我国経済動向と今後の見越し		調 査 月 報	30.10
物価と輸出の動向		東洋経済統計月報	30.12
景気循環と貿易の因果関係		調 査 月 報	30. 7
オーバー・ボローイング解消策		レフアレンス	30. 7
自己金融に関する各国の実態と わが国の問題点(上)(下)		レフアレンス	30. 8, 9
資本過剰と資本不足	桑 野 仁	レフアレンス	30.12
金利水準と金利統計		東洋経済統計月報	30.12
中小企業金融機関の強化		時 の 法 令	30. 8 (3)
中小企業信用保険制度の拡充強化		時 の 法 令	30. 8 (3)
中小企業者の自主的調整措置を拡充	杉 山 和 男	時 の 法 令	30.10 (3)
調整組合について～中小企業に共同行為 アメリカにおける		調 査 月 報	30.12
「中小企業にかんする規定」と実蹟 本道の消費者物価指数と道内各 都市の消費水準の変動	神 野 誠 治	レフアレンス	30. 9
食糧管理の現状と新集荷方式	松 元 威 雄	自 治 春 秋	30. 8
予約買付制と新米価		時 の 法 令	30. 8 (2)
繭糸価格の安定制度の現状とその改正点		時 の 法 令	30. 9 (3)
デフレと勤労者家計		東洋経済統計月報	30. 9
社会保障と経済計画	未 高 信	労 働 時 報	30. 9
業界の協調輸出をいつそう容易に		時 の 法 令	30. 9 (3)
出荷指数の新発表		東洋経済統計月報	30.11

地 方 行 政

地方自治法の改正について	藤 井 和 郎	自 治 時 報	30. 7
地方自治における民主的統制	小 林 与 三 次	自 治 研 究	30.10
地方自治法の十年 (一)	長 野 士 郎	自 治 研 究	30.11
昭和30年の地方自治を回顧する	鈴 木 俊 一	地 方 自 治	30.12
地方制度改革の起点	井 上 縫 三 郎	自 治 春 秋	30. 7

題	名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
府県制度の改革		杉村章三郎	自治研究	30. 8
府県制度改革問題		藤田武夫	法律時報	30. 9
第三次地方制度調査会の発足		鈴木俊一	地方自治	30. 9
地方制度はどうあるべきか		野村秀雄	自治春秋	30.10
府県における出先機関の諸問題		清水正美	地方自治	30.12
地方団体に対する中央政府の圧力		河中二講	法律時報	30. 7
専決処分をめぐって		神崎治一郎	自治春秋	30. 7
地方公営企業法の一部を改正する法律について		北条賢夫	自治時報	30. 7
自治の理念と現実(上)(中)(下)		法貴三郎	北海道自治	30.10,11,12
町村合併実績態様調(昭30.6.2から昭30.7.1まで)			地方行財政週報	30. 7 (6)
町村合併実績態様調(昭30.8.1現在)			地方行財政週報	30. 8 (10)
町村合併実績態様調(昭30.10.2から昭30.11.1まで)			地方行財政週報	30.11 (23)
市町村の廃置分合の調(昭30.6.2から昭30.7.1まで)			地方行財政週報	30. 7 (6)
市町村の廃置分合の調(昭30.7.2から昭30.8.1まで)			地方行財政週報	30. 8 (10)
市町村の廃置分の合調(昭30.11.1現在)			地方行財政週報	30.11 (23)
町村合併基本計画に対する合併 進捗状況(昭30.7.1現在)			地方行財政週報	30. 7 (6)
町村合併基本計画に対する 合併進捗状況(昭30.8.1現在)			地方行財政週報	30. 8 (10)
町村合併基本計画に対する 合併進捗状況の調(昭30.10.1現在)			地方行財政週報	30.10 (5)
町村合併基本計画に対する 合併進捗状況(昭30.11.1現在)			地方行財政週報	30.11 (23)
市町村の増減数調(昭30.7.1現在)			地方行財政週報	30. 7 (6)
市町村の増減数調(昭30.8.1現在)			地方行財政週報	30. 8 (10)
市町村の増減数調(昭30.10.1現在)			地方行財政週報	30.10 (5)
市町村の増減数調(昭30.11.1現在)			地方行財政週報	30.11 (23)
町村合併月別減少町村数調(昭30.7.1現在)			地方行財政週報	30. 7 (6)
町村合併月別減少町村数調(昭30.8.1現在)			地方行財政週報	30. 8 (10)
町村合併月別減少町村数調(昭30.11.1現在)			地方行財政週報	30.11 (23)
新町村建設計画に基づく計画額、 実施額等に関する調			地方行財政週報	30.10 (5)
現在における人口面積段階別市町村数の調			地方行財政週報	30.10 (5)
地方事務所廃止状況調			地方行財政週報	30.10 (5)
町村合併の進捗による経費節減調			地方行財政週報	30.10 (5)
合併関係市町村数に関する調			地方行財政週報	30.10 (5)
合併計画完了時における町村数 平均人口及び平均面積の調			地方行財政週報	30.10 (5)
合併の形式等に関する調			地方行財政週報	30.10 (5)
町村議会議員増減数調			地方行財政週報	30.10 (5)
合併に残された問題と新町村の建設		宮沢 弘	地方自治	30.10

題	名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
町村合併の現状		宮沢 弘	自治時報	30.12
町村合併戦後十年		宮沢 弘	自治研究	30.12
町村合併をめぐる一つの動き		渡辺洋三	自治研究	30.12
協力方式と合併方式		GHフォックス	ジュリスト	30.11 (1)

法 学 (一 般)

不正談合罪—商法改正法案の問題点 第二回—		石井照久他4名	ジュリスト	30.7 (1)
商法一部改正法逐条解説 (一)		吉田 昂	法律時報	30.10
株主総会〔第六回〕議決権		大隅健一郎他3名	ジュリスト	30.8 (1)
株主総会〔第七回〕総会の運営 (1) (2)		大隅健一郎外3名	ジュリスト	30.8 (15) 30.9 (1)
株主総会〔第十回完〕決議の瑕疵		大隅健一郎	ジュリスト	30.10 (1)
頼母子講と相互銀行法			時の法令	30.8 (13)
証券金融会社に免許制			時の法令	30.8 (12)
総会の決議不存在確認と決議の取消		三戸岡 道夫	ジュリスト	30.9 (1)
会社更生法と仮差押、仮処分		入江 一郎	法律時報	30.8
戦後判例を督促手続、仮差押の研究 中心とした		中田淳一 中務 俊昌	法律時報	30.8
戦後仮処分の反省と展望(座談会)		菊井雅夫外四名	法律時報	30.8
経済事情の変動と仮差押、仮処分		村松 俊夫	法律時報	30.8
公権力の行使と仮処分			時の法令	30.8 (13)
前借金契約無効の判決		我妻 栄	ジュリスト	30.11 (1)
前借金無効の判決について		川島 武宜	判例時報	30.11 (15)
裁判官論		横川 敏雄	ジュリスト	30.10 (1)
新しい裁判官の地位		内藤 頼博	ジュリスト	30.10 (15)
日本の裁判官		秋吉 一男	ジュリスト	30.11 (15)
裁判官怠慢論		下光 軍二	ジュリスト	31.12 (15)
家庭裁判所の夜間調停		宇田川 潤四郎	ジュリスト	30.9 (1)
金沢家庭裁判所における夜間執務の実際		樋爪 彰道	ジュリスト	30.9 (1)
労働裁判について		西川 美数	労働時報	30.10
「素人」は黙すべきか田中長官の 「裁判と世論」について		家永 三郎	法律時報	30.10
〔座談会〕裁判批判について		我妻 栄外五名	ジュリスト	31.12 (15)
〔座談会〕三鷹事件最高裁判決の法律問題		江家義男他2名	ジュリスト	30.7 (15)
三鷹事件の弁論の問題		真野 毅	ジュリスト	30.7 (15)
三鷹事件の判決を機縁として		牧野 英一	レファレンス	30.9
三鷹事件判決批評		小野 清一郎	法律時報	30.9

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年月(巻号)
自由裁量とその限界	田 中 二 郎	法 律 時 報	30. 7
公共的事業の推進と私権の保護	金 沢 良 雄	法 律 時 報	30. 7
悪法再論議	斎 藤 朔 郎	ジ ュ リ ス ト	30. 7 (1)
間接国税犯則事件の現行犯について	横 井 大 三	ジ ュ リ ス ト	30. 7 (1)
船舶のトン数の計り方を改正		時 の 法 令	30. 7 (3)
中小企業協組の中央会制度を創設		時 の 法 令	30. 7 (3)
権利の実現を阻むもの	戒 能 通 孝	法 律 時 報	30. 8
最近における行政判例の傾向(二・完)	雄 川 一 郎	法 律 時 報	30. 8
事実認定と自由心証主義一座談会・その二一	荻野錐一郎外四名	法 律 時 報	30. 8
裁判と世論	田中耕太郎	ジ ュ リ ス ト	30. 8 (1)
法文の国語化	千 種 達 夫	ジ ュ リ ス ト	30. 9 (1)
〔判例〕 財団抵当法 (一)	堀 内 仁	法 律 時 報	30. 9
法律扶助について	下 光 軍 二	判 例 時 報	30. 9 (1)
人身売買契約の法的効力	川 島 武 宜	法 律 時 報	30. 9
訴訟費用等の値上げ		時 の 法 令	30. 9 (2)
独禁法制の最近の動向	横 田 正 俊	法 律 時 報	30.10
海洋自由の法構造	小 田 滋	法 律 時 報	30.10
戦後における不法行為法の判例 (一)	四 官 和 夫	法 律 時 報	30.11
森林組合法制整備への一段階	田 中 康 民	時 の 法 令	30.10 (3)
人格権と権利侵害の類型化	戒 能 通 孝	法 律 時 報	30.11
自力救済—その判例と立法について—	小 林 直 人	法 律 時 報	30.11
公務員による不法行為	浅 沼 武	法 律 時 報	30.11
納税義務がないことを裁判所で確認してもらうことができるか	佐 藤 功	時 の 法 令	30.11 (3)
自動車損害賠償保障制度はいつから実施されるか		時 の 法 令	30.11 (3)
売春法の課題	長 戸 寛 美	時 の 法 令	30.11 (2)
「自然公物」と行政事務条例 (一) (二)	岸 昌	自 治 研 究	30.11,12
殺人罪に対する量刑について	出 射 義 夫	ジ ュ リ ス ト	30.12 (1)
一裁判官から或る民事弁護士と若い同僚への手紙	石 井 良 三	ジ ュ リ ス ト	31.12 (15)
今年の法律学を顧りみる〔座談会〕	中村 哲外三名	法 律 時 報	30.12
中国革命と離婚法	大 塚 勝 美	法 律 時 報	30. 7
最近のドイツにおける仮処分の問題	山 田 晟	法 律 時 報	30. 8
世界各国の健康(出産)保険制度の概要 (一) (二) (三・完)		レファレンス	30. 6,8,9
アメリカ公法における主権の概念	ネイザンソン	法 律 時 報	30. 7
米国の州における行政手続法	黒 沼 稔	自 治 研 究	30. 9
中華ソヴェト共和国婚姻条例	仁 井 田 陸 吉	法 律 時 報	30. 9

題名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
〔英米先例〕 間接侮辱と言論の自由	河原 峻 一郎	ジュリスト	30.10 (1)
ソヴェトにおける身体傷害に対する民事責任	フレイシツツ 藤田 勇(訳註)	法律時報	30.11
〔共同研究〕 各国における無過失責任への傾向	我妻 栄外4名	法律時報	30.11
ソ連人民裁判所の傍聴記	菊地 勇 夫	ジュリスト	30.11 (15)
モスクワの弁護士協会	菊地 勇 夫	ジュリスト	30.12 (1)
水と空気の汚染による公的妨害についての 合衆国の、二、三の州際事件	内田 力 蔵	ジュリスト	30.12 (1)

産 業

昭和26年産業連関表		東洋経済統計月報	30.7
わが国産業構造と中小企業	秋 山 武 夫	労働時報	30.7
全国卸、小売業の業種別実態		東洋経済統計月報	30.9
産業は大改造を必要とする	田 中 久 義	レファレンス	30.9
北海道総合開発 第二次五ヶ年計画をめぐつて(上)(中)(下)	蝦 名 賢 造	北海道自治	30.7,8,9
北海道総合開発の現状と問題点	石 原 義 盛	レファレンス	30.12
本道の主要産業別今後の見透し		調査月報	30.10
北海道における寒天製造業の諸条件		調査月報	30.7
本道農家の米の販売収入について		調査月報	30.7
石油資源の開発に特殊会社を設立		時の法令	30.9 (3)
愛知用水と北海道、東北の農地開発に二公団		時の法令	30.9 (13)
本道農機具工業について		調査月報	30.9
道産食品の成分に関する研究	川 端 純 一	北海道労働研究	30.10
最近の本道の石炭鉱業の展望(昭和29年の概況)	森 光 夫	北海道労働研究	30.10
本道における果実菜の消流について		調査月報	30.11
本道の硫黄鉱業について		調査月報	30.11
北海道の薄荷について		調査月報	30.12
生産性向上運動の意味するもの	服 部 英 太 郎	法律時報	30.9
昭和29年労働生産性の動向	労働統計調査部	労働時報	30.9
生産性向上運動に関する資料目録		レファレンス	30.9
木材糖化工業について		調査月報	30.8
亜麻工業と原料事情		調査月報	30.8
第四次北洋サケ、マス漁の成果と今後の問題		調査月報	30.9
水産業共済事業を全面拡大		時の法令	30.10 (23)
家畜共済制度の一元化する		時の法令	30.10 (3)
自作農の顛落防止に長期低利資金	下 浦 静 平	時の法令	30.10 (23)

題名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
個人の農業施設資金等にも融資	法制局第三部	時の法令	30.10 (23)
繊維製品に正しい品質表示を		時の法令	30.10 (3)
繊維製品の品質表示法きまる		時の法令	30.12 (3)
商品の流通機構の調査(上)(下)		調査月報	30.10,11
道路の整備について(上)(下)	富樫凱一	自治春秋	30.11,12
品質管理の普通状況		東洋経済統計月報	30.11
石油化学工業の概要		調査月報	30.12
養蜂事業振興に立法措置		時の法令	30.12 (3)
積雪寒冷地帯の農業振興	狩野正豊	自治春秋	30.12
英国における新都市建設(1)(2)	富川清	地方自治	30.7,10
海洋生産物資源保存に関する 技術的国際会議—ローマ会議(下)	鶴岡千俣	ジュリスト	30.10 (1)
米国の住宅金融		東洋経経統計月報	30.11

教 育

主要国の教育行政機構		レファレンス	30.7
戦後における小、中学校の 道徳教育に関する論調		レファレンス	30.7
教科書制度の問題	田山茂	資料月報	30.8
国家と教科書	宗像誠也	法律時報	30.12
少年読物の浄化		レファレンス	30.7
学校給食会を特殊法人に		時の法令	30.8 (3)
司法教育(座談会)	足立進外7名	ジュリスト	30.8 (15)
二部授業解消に建築費を国庫補助		時の法令	39.9 (13)
義務教育費国庫負担制度について	山本悟	地方自治	30.10

国 際

農産物に対する日米協定とその背景		時の法令	30.7 (13)
万国著作権条約の◎条項と日米関係	勝本正晃 法貴次郎	ジュリスト	30.7 (15)
日米原子協力協定	入江啓四郎	ジュリスト	30.8 (1)
フランスの文民優位的軍制が わが国に及ぼした影響		レファレンス	30.8
日タイ特別円問題の法的分析	大郷正夫	ジュリスト	30.12 (1)
主要各国の国防会議		レファレンス	30.7
カナダ、中南米への航空路の窓開く		時の法令	30.8 (3)
安全保障条約方式と相互防衛条約方式		時の法令	30.10 (3)

題 名	著 者 名	雜 誌 名	年 月 (巻 号)
トレイル・スマルター事件 —ビキニ事件のための資料として—	内 田 力 蔵	ジュリスト	30.10 (15)
ユネスコ条約をめぐる著作権問題	内 田 普	レファレンス	30.12
国際連合安全保障理事会における論議の若干点	別 府 節 弥	資 料 月 報	30. 7
国際連合安全保障理事会における論議の若干点	別 府 節 弥	レファレンス	30.10
英国の原子力公社法について	中 嶋 宗 一	資 料 月 報	30. 8
西ドイツにおける原子炉実験所のための諸企画	ウエルネル・ハ イゼンベルグ教授	資 料 月 報	30. 9
西ドイツにおける原子炉実験所のための諸企画	ウエルネル・ハ イゼンベルグ教授	レファレンス	30.10
各国の原子力法	金 沢 良 雄	ジュリスト	30.11 (1)
米原子力法一二三条日本原子力協定	森 川 澄 夫	ジュリスト	30.11 (1)
原子力平和利用国際会議に出席して	阿 部 滋 忠	ジュリスト	30.11 (1)
原子力諸法案の検討	金 沢 良 雄	ジュリスト	30.12 (1)
ガットとは		時 の 法 令	30. 7 (3)
ガット (関税及び貿易に関する一般協定) 概説	角 谷 清	ジュリスト	30.10 (15)

労 働

昭和三十年の労働行政	斎 藤 邦 吉	労 働 時 報	30. 8
戦後労働行政の変遷		労 働 時 報	30. 8
今年度労働行政の重点	労 働 省 各 局	労 働 時 報	30. 8
戦後十年の労働運動	労 政 局	労 働 時 報	30. 8
戦後の国際労働運動	労働統計調査部	労 働 時 報	30. 8
労働運動の新路線	井 上 縫 三 郎	労 働 時 報	30. 9
今年の労働問題の回顧	藤 林 敬 三	労 働 時 報	30.12
戦後十年の労働経済の推移	労働統計調査部	労 働 時 報	30. 8
緊縮政策以後の労働経済	堀 秀 夫	労 働 時 報	30.12
雇用失業事情と失業対策		労 働 時 報	30.11
新規卒業者の就職状況		東洋経経統計月報	30.12
中小企業の労働関係と近代化	江 幡 清	労 働 時 報	30. 7
中小企業労組の組織状況	労 政 局	労 働 時 報	30. 7
中小工業の労働条件の現状	労働統計調査部	労 働 時 報	30. 7
中小企業における雇用問題	相 原 茂	労 働 時 報	30. 7
中小企業における婦人少年労働の実情	婦 人 少 年 局	労 働 時 報	30. 7
改正される二つの社会保障制度 —失業保険法と労災保険法の改正—		時 の 法 令	30. 7 (3)
失業保険法の改正とその変遷	職 業 安 定 局	労 働 時 報	30. 9
労災保険法の改正とその変遷	労 働 基 準 局	労 働 時 報	30. 9

題名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
けい肺及び外傷性せき髄障害に 関する特別保護法	労働基準局	労働時報	30.9
本道の金属鉱山と石炭山従業員の珪肺検診成績 珪肺に関する問題	金光 正治他	北海道労働研究	30.10
	井上 善十郎	北海道労働研究	30.10
政治スト合非をめぐる諸論の要旨		レファレンス	30.7
組合組織の十ヶ年	大河内 一男	労働時報	30.8
労働経済より見たる労働基準法違反の 傾向と問題点	阿部 弘	資料月報	30.8
組合活動と整理解雇 (一) (二) (三)	三藤 正	法律時報	30.9,10,11
ユニオン・ショップ条項と団結権の保障		法律時報	30.9
主要労組の大会に現われた諸傾向	労政局	労働時報	30.9
北海道における労働協約の平和条項と争議条項	寺村 武	北海道労働研究	30.10
労働仮処分について	佐伯 静治	法律時報	30.10
船員労働関係の二条約発効		時の法令	30.11 (3)
常勤労働者と常勤的非常勤職員		時の法令	30.11 (3)
総評の法的性格をめぐる諸論	林 一信	レファレンス	30.12
勤労所得率の国際比較		東洋経経統計月報	30.9
アメリカの「賃金保障」に関する資料		資料月報	30.7
アメリカの「賃金保障」に関する資料		レファレンス	30.10
米国における労働者及びその家族に 対する福祉対策	木下 雪江	労働時報	30.9
米国における年間保障賃金要求の背景と実際	労働統計調査部	労働時報	30.9
西ドイツにおける労働運動と労働法	峯村 光郎 野村 平爾	法律時報	30.9
西独の労働事情	峯村 光郎	労働時報	30.11
ブラジルの労働事情	高崎 節子	労働時報	30.11
各国の労働法制		労働時報	30.11
各国の労働組合組織とその活動		労働時報	30.11
各国の職業紹介		労働時報	30.11
各国における労働条件		労働時報	30.11

保 安

新警察は順調に歩んでいる		時の法令	30.8 (3)
麻薬の害毒流入を防ぐ国際協力		時の法令	30.8 (3)
覚せい剤取締をさらに強化	大熊 治一	時の法令	30.10 (2)
空気銃や飛出しナイフの所持を制限		時の法令	30.8 (3)
捜索、押収の保障と行政手続の問題	河原 峻一郎	ジュリスト	30.8 (15)
騒擾罪の適用について	宮内 裕	判例時報	30.9 (15)

題	名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
少年院収容児の処遇を改正		真田 秀夫	時の法令	30.10 (13)
少年と人権と犯罪少年対策		小川 太郎	法律時報	30.12

人 事

地方公務員の停年制問題について		松島 五郎	地方自治	30.7
破壊的団体に属する公務員の罷免		西岡 久頼	法律時報	30.7
公務員の昇給確保と手当の増額を			時の法令	30.8 (13)
国家公務員の退職手当も改正			時の法令	30.9 (3)
公務員の職階制の問題 (二)		三宅 太郎	自治研究	30.9
初級職員任用制度の改正			時の法令	30.9 (23)
恩給法はどのように改正されたか		青谷 和夫	時の法令	30.10 (13)
地方公務員制度の戦後十年		角田 礼二郎	自治研究	30.10
公務員の給与問題に関して		森田 明・男	北海道自治	30.11
公務員試験問題は間違っていない		江家 義男	時の法令	30.11 (3)
六級職試験に関する若干の問題			時の法令	30.11 (13)
公務員制度改革要綱案に対する疑問		鈴木 忠一	ジュリスト	30.11 (15)
公務員関係の全制度にわたる改革		賀屋 正雄	時の法令	30.12 (13)

雑

考え直す日本			レファレンス	30.7
福祉国家行政とその問題点		山田 幸男	法律時報	30.7
奈良県下の社会福祉施設を訪ねて			レファレンス	30.7
結核予防のために 健康診断を拡充強化			時の法令	30.7 (3)
君主について (上) (下)			時の法令	30.7 (13) (23)
戦犯の現況と問題点			レファレンス	30.8
濃縮ウランの受入をめぐる対談		武谷 三男 戒能 通孝	法律時報	30.8
郵便物事故とその救済		赤座 弥太郎	ジュリスト	30.8 (15)
朝日記者レツド・ページ事件		梶谷 善久	法律時報	30.9
歯科衛生士は女子の職業に			時の法令	30.9 (23)
猛毒物の規制を強化			時の法令	30.9 (23)
歯科技工士の資格を法定			時の法令	30.9 (23)
医薬分業のあり方を修正		真田 秀夫	時の法令	30.10 (13)
科学研究所を特殊会社に改組		吉田 一郎	時の法令	30.10 (13)

題	名	著者名	雑誌名	年月(巻号)
海外移住振興会社の使命			時の法令	30.11 (3)
福祉国家における家庭福祉		多田 博	レファレンス	30.12
健康保険の問題点と答申		今井 一男	ジュリスト	30.12 (1)
科学技術庁の構想		岡部 史郎	時の法令	30.12 (3)

二月のメモ

1

○フランスのモレ内閣信任さる。

2

○道の香港貿易事務所香港政庁で正式に許可。(三十一日付)
○エカフエ(アジア極東経済委員会)第十二回総会開く。(バンガロール、十四日開会)

3

○米、英巨頭会談で共同宣言、コミュニケーション発表。

4

○首相の参院本会議における自衛権の解釈に関する発言に対する問責問題陳謝の釈明で解決。

5

○総評賃金引上げ生活防衛総決起大会開く。

6

○第十一回全道スキー選手権大会開く(円山、北ノ峰、五日閉幕)

7

○本道の基本選挙人名簿の登録人員は二、四三五、八〇六人と発表。

8

○第七回札幌雪祭り。

9

○第七回冬期オリンピック閉幕。

10

○国連安全保障理事会でスタンの加盟申請を満場一致で承認。

11

○中共政協会議で台湾解放を承認。

12

○芸術院賞恩賜賞受賞者決る。(芸術院賞は、山口華楊、杵屋榮蔵、昇屋夢、東山魁夷、鬼頭端三郎、三井義夫、清水六兵衛、井伏鱒二、水谷八重子、恩賜賞は竜村平蔵)

13

○英、マレー会談でマレーの独立を保障する報告書発表さる。(独立は明年八月末)

14

○西独政府一般徴兵法案を承認。

15

○衆院で原水爆実験禁止要望決議案可決さる。(参院は十日可決)

16

○国体委員会で国体の地方持ち回り開催を確認。

17

○米当局、国会の原水爆禁止決議について 国際管理実現まで 中止せずと語る。

18

○ソ連閣僚会議で日本の鮭漁制限を指示。

19

○余剰農産物第二次協定に調印、購入は六、五八〇万ドル、贈与は一、一二五万ドル。

20

○政府公務員の争議行為違法事例を明示。

21

○別海村及び広尾町に高潮三戸半壊。

22

○日、ソ交渉のマリク全権突如帰国。

23

○ソ連共産党機構発表、党員八百万人、専従二十二万人。

24

○道北一帯の吹雪で名寄線など麻痺状態。

25

○世界スピード選手権終る。ゴンチャレンコ優勝。

26

○日ソ交渉マリク全権の突然の帰国による約十日間の中断について、ソ連代表団から釈明。

27

○春季闘争第一波きよう国鉄まず実力行使。

28

○根本官房長官、官公労に警告文書郵送。

29

○田上開発庁次長来道、実地官庁化の見通し困難と語る。

30

○板付基地の一部明渡し訴訟で国が敗訴。(福岡地裁)

1

○ソ連、米英の中東派兵は国連憲章に反すと警告。

2

○南千島の返還問題を日、ソで決定するのは好ましくない(桑港条約で明確に規定)と米政から申入れ。

3

○ソ連共産党大会開く。(モスクワ)

4

○北洋独航船の割当決る、新期本道分七十七隻。

5

○南千島帰属反対勧告を行うとの報道に対し、日ソ交渉に干渉せずと米大使館筋で否定。

6

○原水力委で実験原子炉敷地決る、武山(横須賀市)を第一候補に。

7

○道漁連でスルメ売止めを単協に指令、結落三千円台を割る。

8

○粉ミルク横流し事件更に拡大、十道府県に波及。

9

○白昼薄野路上で決闘香具師拳銃射合い。

10

○野幌高寄宿舎焼く。

11

○二十四回全日本スキー大会開幕。(大館、二十二日閉幕)

12

○北教組臨時大会開く。(札幌)

13

○津軽海峡で浮遊機雷発見さる。

14

○ブルガーニン首相ソ連共産党大会で平和的共存可能なる旨演説。

15

○第十一回国体スキー大会開幕(大鰐、二十七日閉幕本道優勝)

16

○紀元節、天皇誕生日の式典差支えなしと清瀬文相言明。

17

○国勢調査の確定数発表、総人口八千九百二十七万、本道四百七十七万三千八十七人。

18

○ユネスコ会議のケミヨーノフ文化省次官らソ代表一行来日。

19

○国際原子力会議開く。(ワシントン)

20

○国土開発特別委員長に広川弘禪氏決定。

21

○今曉北九条小学校全焼。

22

○アイク大統領に再出馬を記者会見で表明。

23

○キリノ比国前大統領死去。

24

○第一回定例道議会開く。

25

○北海道議会時報第8巻第3号(昭和31年)